

## 2. 条例による自治体独自の規制について

東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県においては、地域の実情等にかんがみ、条例により、粒子状物質（PM）のみを対象としつつ、域外からの流入車をも含め排出基準に適合しない自動車の走行を禁止する独自の制度を設けています。

1都3県においては、各都県が指定するPM除去装置を装着することにより規制適合車とみなされますが、これらの装置ではNOxを低減することができないため、国の自動車NOx・PM法の車種規制に適合することはできないので、注意が必要です。

また、兵庫県においては、条例によりNOx・PMの両方を対象とし、一部の地域（神戸市灘区、東灘区、尼崎市、西宮市（北部地域を除く）、芦屋市、伊丹市）において、域外からの流入車をも含め排出基準に適合しないトラック（車両総重量8t以上）・バス（定員30人以上）の走行を禁止する独自の制度を設けています。

自動車NOx・PM法と条例との比較は以下のとおりです。条例による規制内容の詳細については各自治体（p.13参照）にお問い合わせください。

	自動車NOx・PM法	関東1都3県条例	兵庫県条例
対策地域	8都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府及び兵庫県）の一部の地域	埼玉県・千葉県・東京都（島部を除く）・神奈川県の全域	阪神東南部地域（神戸市灘区、東灘区、尼崎市、西宮市（北部地域を除く）、芦屋市、伊丹市）
排出規制物質	NOx、PM	PM	NOx、PM
対象自動車	対策地域内に使用の本拠の位置がある自動車	対象地域内を運行する自動車	対象地域内を運行する自動車
対象となる種別	トラック、バス、特種（乗用車ベースはディーゼル車のみ）、ディーゼル乗用車	ディーゼルのトラック、バス、特種自動車	車両総重量8トン以上の普通貨物自動車及び特種自動車、定員30人以上の大型バス
規制値 NOx	長期規制値並	規制なし	自動車NOx・PM法と同じ
PM	3.5トン超:長期規制値並 3.5トン以下:新短期規制の1/2	長期規制値並（ただし、東京・埼玉は平成18年4月から新短期規制値並）	
規制開始時期	平成14年10月	平成15年10月	平成16年10月
猶予期間	原則として初度登録から車種に応じ8～12年間 （初度登録時期に応じてさらに平成15年9月から平成17年9月までの準備期間）	初度登録から7年	原則として初度登録から車種に応じ10～13年間 （初度登録時期に応じて平成16年9月から平成18年9月までの猶予期間を設定）
規制担保手段	車検	自動車Gメンによる立入検査や路上検査	路上検査やカメラ検査
罰則	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金	50万円以下の罰金（命令義務違反）や氏名公表	20万円以下の罰金や荷主等事業者に対する氏名公表